

# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### 出願から登録までの期間は？

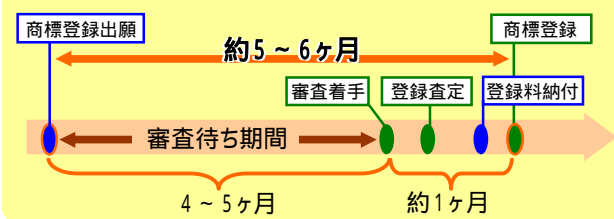
～ 拒絶理由がない場合は5～6ヶ月 ～

特許庁が公表した「商標登録出願に関する平成24年度下半期の新願審査着手予定」によれば、2012年10月の時点において特許庁で審査に着手されているのは、2012年5～6月頃の出願で、出願から審査着手までの期間は4～5ヶ月程度です。

出願した商標に拒絶理由(商標登録できない理由)がない場合には、審査着手後ほどなくして登録査定が特許庁から送達され、その後、出願人が所定の登録料を納付すれば商標登録となります。

登録査定の送達から登録料の納付を経て商標登録されるまでの期間は約1ヶ月ほど(登録査定送達後、登録料を直ぐに納付すれば約20日)ですので、出願した商標に拒絶理由がなく、スムーズに手続が進めば、出願から5～6ヶ月ほどで商標登録となります(下図)。

【拒絶理由がない場合の出願～登録までの期間】



一方で、特許庁から拒絶理由が通知された場合には、意見書等により拒絶理由に反論することができる期間(40日。在外者の場合3ヶ月)が定められ、この期間内に意見書等を提出すれば特許庁で改めて審査が行われます。これより、最終的な特許庁の判断(登録査定又は拒絶査定)が下されるまでに、更に数ヶ月もかかる場合があります。

なお、一定の要件を満たす出願は『早期審査制度』を利用することができ、この制度の利用により審査期間の短縮を図ることができます(2011年度の実績で平均1.8ヶ月)。

『早期審査制度』については、「[ARCO Trademark Newsletter Vol.12](http://www.jpo.go.jp/arco/)」又は特許庁ウェブサイト「[商標早期審査・早期審理制度の概要](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/sinsa0_0.htm)」([http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/sinsa0\\_0.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/sinsa0_0.htm))をご参照下さい。

### ここがポイント!!!

- ☑ 拒絶理由がなければ、5～6ヶ月で登録。
- ☑ 拒絶理由が通知されると、登録まで1年以上かかる場合がある。
- ☑ 早期審査制度の利用により、登録までの期間を短縮できる。

## 類似商品・役務審査基準の改定

～ 2013年1月1日に改訂版が発効 ～

これまで、国際分類の改訂は5年に1回行われていましたが、2012年1月1日に発効した国際分類第10版以降、商品・役務の追加、削除又は表示変更等が毎年行われることとなりました。以下の改訂が加えられた国際分類第10版の改訂版が「第10-2013版」として、2013年1月1日に発効します。

追加された商品・役務	削除された商品
第1類 試験紙(医療用のものを除く。)	第6類 金属製靴ぬぐいマット
第5類 医療用試験紙	第8類 五徳, 火消しつば 第21類に移行
第21類 五徳, 火消しつば	第9類 加工ガラス(建築用のものを除く。)
第37類 排水用ポンプの貸与	紫外線透過加工ガラス
第39類 航空機用エンジンの貸与	赤外線吸収加工ガラス
第40類 ボイラーの貸与	レンズ用加工ガラス

「類似商品・役務審査基準[国際分類第10-2013版対応](案)」は、[http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/ruiji\\_10-2013/an.pdf](http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/ruiji_10-2013/an.pdf)で確認することができます。

また、特許庁は11月8日まで、上記改定案に対する意見を募集しています。詳細は[http://www.jpo.go.jp/iken/ruiji\\_10-2013.htm](http://www.jpo.go.jp/iken/ruiji_10-2013.htm)をご参照下さい。

## OVERSEAS TOPICS

### 海外判例紹介 - 韓国 -

～ 商標権の行使が制限される場合 ～

韓国大法院(日本の最高裁判所に相当)は、韓国登録商標「HIWOOD」に関する商標権侵害等事件について、「HIWOOD」は、木材関連商品等について「高級な」を意味する「High」の略語「Hi」と、木材を意味する「Wood」を結合した構成であり、「高級木材」を直感させる記述的な標章であるから、商標法上、明白な無効理由があり、このような無効理由を有する商標について、独占排他権を行使できるとすることは、商標法の目的に反し、商標権者に不当な利益を与える一方、権利行使された者に不合理な損害等を及ぼすこととなるなどの理由により、当該登録商標に基づく商標権の主張は認められない旨を判示しました(大法院2012年10月18日判決言渡し)。

これまで、韓国の法院(裁判所)は、無効審決が確定するまでは登録商標の権利範囲を否定できないとしていました。上記判決は、従来の判断を覆した最初の大法院判例です。この大法院判例により、韓国における商標権侵害訴訟において、登録商標が明白な無効理由を有する場合には、その権利行使が制限されるべき旨の主張が可能になると考えられます。

因みに、日本においては、無効理由のある登録商標に基づく商標権の行使を制限する旨の規定が明文化されています(商標法が準用する特許法104条の3)。

[弁理士 山本岳美]

Copyright © 2012 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2012年11月発行



特許業務法人 有古特許事務所

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階  
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 <http://www.arco.chuo.kobe.jp>